# 第6号様式別表5の2記載の手引

## 1 この計算書の用途等

- (1) この計算書は、法第72条の2第1項第1号イ又は第3号イに掲げる法人が、付加価値割の課税標準となる付加価値額及び資本割の課税標準となる資本金等の額の計算を行う場合に記載し、第6号様式又は第6号様式(その2)の申告書に添付してください。
- (2) 法第72条の2第1項第1号に掲げる事業と同項第3号に掲げる事業とを併せて行う法人にあっては、それぞれの事業に係る付加価値額及び資本金等の額の計算の別を明らかにして記載し、それぞれの事業ごとに提出してください。

2_	各欄の記載のしかた		
	欄	記 載 の し か た	留意事項
1	「法人番号」	法人番号(13桁)を記載します。	
2	第1号	事業の区分に応じて「第1号」と「第3号」のいずれかを○印	
	法第72条の2第1項 ・ に	で囲んでください。	
	第3号		
	掲げる事業		
3	「収益配分額の計算」	次に掲げる法人の区分ごとに、それぞれ次に定める金額を記	
	(①から④までの欄)	載します。	
	(①からはよくの個)	戦しよう。  (1)   法第72条の19の規定の適用を受ける法人(以下「特定内国	
		法人」といいます。)又は事業税を課されない事業とその他	
		の事業とを併せて行う法人(以下「非課税事業を併せて行う	
		法人」といいます。) 第6号様式別表5の2の2の33、33	
		又は窓の各欄の金額	
		(2) その他の法人 第6号様式別表5の3の⑫、第6号様式別	
		表5の4の③又は第6号様式別表5の5の③の各欄の金額	
4	「単年度損益⑤」	(1) 法第72条の18第1項の規定によりその例によるものとされ	都道府県内に恒久的施設
		る政令第20条の2の12の規定による読替え後の法人税法第59	を有する外国法人にあって
		条第1項の規定の適用を受けようとする法人にあっては、「第	は、法人税法第141条第1
		6 号様式⑩」とあるのは「(第6号様式⑩-別表10⑨)」と、	号イに掲げる国内源泉所得
		「別表 5 ⑭」とあるのは「(別表 5 ⑭-別表10⑨)」と読み替	に係る所得の金額又は欠損
		えて計算した金額を記載します。	金額及び同号口に掲げる国
		(2) 法第72条の18第1項の規定によりその例によるものとされ	内源泉所得に係る所得の金
		る政令第20条の2の12の規定による読替え後の法人税法第59	額又は欠損金額の合算額を
		条第2項(東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨	記載します。
		時特例に関する法律(平成23年法律第29号。以下「震災特例	
		法」といいます。)第17条第1項の規定により読み替えて適	
		用する場合を含み、法人税法第59条第2項第3号に掲げる場	
		合に該当する場合に限ります。)の規定の適用を受けようと	
		する法人にあっては、「第6号様式⑩」とあるのは「(第6号	
		様式⑩-別表1020)」と、「別表524」とあるのは「(別表5	
		②一別表10②)」と読み替えて計算した金額を記載します。	
		(3) 法第72条の18第1項の規定によりその例によるものとされ	
		る政令第20条の2の12の規定による読替え後の法人税法第59	
		条第2項(震災特例法第17条第1項の規定により読み替えて	
		適用する場合を含み、法人税法第59条第2項第3号に掲げる	
		場合に該当する場合を除きます。)の規定の適用を受けよう	
		場合に該当りる場合を除さまり。)の規定の適用を支けよう とする法人にあっては、「第6号様式®」とあるのは「(第6	
		5 ②一別表11②)」と読み替えて計算した金額を記載します。	
		(4) 法第72条の18第1項の規定によりその例によるものとされ	
		る政令第20条の2の12の規定による読替え後の法人税法第59	
		条第3項の規定の適用を受けようとする法人にあっては、「第	
		6 号様式⑩」とあるのは「(第6号様式⑩-別表11⑫)」と、	
		「別表 5 ②」とあるのは「(別表 5 ② - 別表11②)」と読み替	
		えて計算した金額を記載します。	
		(5) 租税特別措置法第59条の2又は第68条の62の2の規定の適	
		用を受ける法人にあっては、法人税の明細書(別表4)の(3	
		3)又は法人税の明細書(別表4の2付表)の(41)の欄におい	
		て損金算入額(減算した金額)がある場合は当該額を加算し、	
		加算した金額(益金算入額)がある場合は当該額を減算した	
		金額を記載します。	
			·

1		1
	(6) 租税特別措置法第66条の5の3第1項又は第68条の89の3	
	第1項の規定の適用を受ける法人にあっては、法人税の明細	
	書 (別表17 (2の3)) の(10)の欄から(23)の欄を控除した	
	金額又は法人税の明細書(別表17の2(3)付表一)の(10)	
	の計の欄から(28)の欄を控除した金額を加算した金額を記載	
	(7) 第6号様式別表5の図から図まで及び図の各欄に記載のあ	
	る法人にあってはこれらの欄の合計額を減算した金額を記載	
	し、同表の⑭に記載のある法人にあっては同欄を加算した金	
	額を記載します。	
5「付加価値額⑥」	この欄の金額が零又は負数の場合は、⑦から⑩までの各欄に	
	記載する必要はありません。	
6 「収益配分額のうちに報酬給与	この割合に1未満の端数があるときは、その端数を切り上げ	
額の占める割合⑦」	た金額を記載します。	
7 「④×70/100 ⑧」	(1) ⑦の欄の数値が70%を超える場合に限り記載します。	
	(2) この金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を	
	切り捨てた金額を記載します。	
8「雇用安定控除額⑨」	⑦の欄の数値が70%を超える場合に限り記載します。	
9「雇用者給与等支給増加額⑩」	第6号様式別表5の6の2の2の個の機の金額を記載します。	
10「資本金等の額⑫」	次に掲げる法人の区分ごとに、それぞれ次に定める金額を記	清算中の法人は、資本金
	がに拘りる伝入の巨力ことに、それてれ次に定める並做を記載します。	等の額がないものとみなさ
	(1) 収入金額課税事業(法第72条の2第1項第2号に掲げる事	
	業をいいます。)とその他の事業とを併せて行う法人(②又	
	は(3)に掲げる法人である場合を含みます。) 第6号様式別	資本金等の額の明細」の各
	表5の2の3の②の欄の金額	欄に記載する必要はありま
	(2) 課税標準の特例(法附則第9条第1項)の規定の適用を受	せん(以下同じです。)。
	ける法人 第6号様式別表5の2の3の雹の欄の金額	
	(3) 法第72条の21第1項第1号から第3号までの規定又は第2	
	項の規定の適用を受ける法人 第6号様式別表5の2の3の	
	②の欄の金額	
	(4) 課税標準の特例(法附則第9条第2項、第11項、第12項及	
	び第18項)の規定の適用を受ける法人 銀行法第5条第1項	
	に規定する金額	
	(5) 課税標準の特例(法附則第9条第3項)の規定の適用を受	
	ける法人 10億円	
	(6) その他の法人 下表「資本金の額及び資本準備金の額の合	
	算額2」の20個の欄の金額又は下表「法人税の資本金等の額又	
	は連結個別資本金等の額3」の圏の欄の金額のいずれか大き	
	い方の額	
11「当該事業年度の月数(3)」	この月数は、暦に従って計算し、1月に満たないときは1月	
	とし、1月に満たない端数を生じたときは切り捨てて記載しま	
	す。	
	。 また、法第72条の21第3項、第4項又は第5項の規定の適用	
	を受ける法人にあっては、当該規定に基づき計算した月数を記	
	載します。	
12 「⑫×⑬/12 ⑭」	この金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切	
	り捨てた金額を記載します。	
13「控除額計⑮」	次に掲げる法人が、当該法人の区分ごとに、それぞれ次に定	
	める金額を記載します。	
	(1) 特定内国法人又は非課税事業を併せて行う法人(2)に掲げ	
	る法人である場合を含みます。) 第6号様式別表5の2の	
	3 の⑫の欄の金額	
	(2) 課税標準の特例(法附則第9条第4項から第7項まで)の	
	規定の適用を受ける法人 第6号様式別表5の2の3の30の	
	欄の金額	
	71内マノ 52. 年尺	
l I	(2) 从国法   笠6早様式別書をのりのりの風の棚の   4ヶ	
	(3) 外国法人 第6号様式別表5の2の3の3の3の欄の金額	
	(4) 法第72条の21第6項 (一定の持株会社の資本金等の額の算	
	(4) 法第72条の21第6項(一定の持株会社の資本金等の額の算定)の規定の適用を受ける内国法人で、(1)又は(2)に掲げる法	
	(4) 法第72条の21第6項 (一定の持株会社の資本金等の額の算	

額⑰」、「(⑯のうち1,000億円を超え5,000億円以下の金額) ×5 0/100⑱」及び「(⑯のうち5,0 00億円を超え1兆円以下の金額)×25/100⑲」  15「国内における所得等課税事業に係る期末の従業者数⑳」、「国内における収入金額等課税事業に係る期末の従業者数㉑」及び「計㉓」	場合には、1,000億円に当該事業年度の月数を乗じて12で除して得た金額。以下同じです。)以下であるときは、当該金額を⑪の欄に、⑯の欄の金額が1,000億円を超え5,000億円に当該事業年度の月数を乗じて12で除して得た金額。以下同じです。)以下であるときは、当該金額を1,000億円以下の金額及び1,000億円を超え5,000億円以下の金額に区分してそれぞれ⑩及び⑱の各欄に、⑯の欄の金額が5,000億円を超え5,000億円と野の金額を1,000億円を超え5,000億円と野の金額を1,000億円を超え5,000億円と野の金額を1,000億円を超え5,000億円と対しての金額を1,000億円を超之5,000億円が多金額を1,000億円を超之5,000億円が多金額を1,000億円を超之5,000億円が多金額を1,000億円を超之5,000億円が多金額を1,000億円を超之5,000億円が多金額を1,000億円を超之5,000億円が多金額に1元で除して得た金額)以下の金額に区分して、それぞれ⑪、⑱及び⑲の各欄に記載します。  (2) これらの金額に1円未満の端数があるときは、それらの端数金額を切り捨てた金額を記載します。 法第72条の2第1項第1号に掲げる事業と同項第3号に掲げる事業とを併せて行う法人が記載し、次に掲げる場合に該当するときは、「国内における所得等課税事業に係る期末の従業者数00」の欄には、当該事業年度に属する各月の末日現在における表別の標には、各事業年度における事業のの機には、各事業年度の月数で除して得た数を記載し、「国内における収入金額等課税事業を開始した場合に表別では、20個の合計を記載します。 (1) 所得等課税事業を開始した場合 (2) 収入金額等課税事業を開始した場合 (3) 所得等課税事業と収入金額等課税事業と収入金額等課税事業と明のの会額等課税事業と所の等課税事業と所の等課税事業と所の申途において収入金額等課税事業を開始した場合 (3) 所得等課税事業と収入金額等課税事業と所の等課税事業を併せて行う法人が事業年度の申途において収入金額等課税事業を開始した場合	を当該事業年度の月数で除 した数に一人に満たない端 数を生じたときは、これを
	が事業年度の中途において所得等課税事業又は収入金額等課 税事業を廃止した場合	
16「課税標準となる資本金等の額 ②」	この金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額を記載します。	
17「期首現在の金額⑤」の各欄	当該事業年度の前事業年度終了の日現在における金額をそれ ぞれ記載します。	
18「当期中の減少額図」及び「当期中の増加額②」	当該事業年度中の増加額又は減少額をそれぞれ記載します。	「法人税の資本金等の額 又は連結個別資本金等の額 3」の欄は、法人税の明細 書(別表 5 (1))の「Ⅱ 資本金等の額の計算に関す る計算書」に記載したとこ ろに準じて記載します。
19「期中に金額の増減があった場合の理由等」	「資本金の額又は出資金の額1」の3の欄若しくは②の欄、「資本金の額及び資本準備金の額の合算額2」の③の欄若しくは②の欄又は「法人税の資本金等の額又は連結個別資本金等の額3」の③の欄若しくは②の欄に記載したそれぞれの金額の増加又は減少ごとに理由を記載します。	

# 第6号様式別表5の2の2記載の手引

## 1 この計算書の用途等

- (1) この計算書は、法第72条の19の規定の適用を受ける法人(以下「特定内国法人」といいます。)又は事業税を課されない事業とその他の事業とを併せて行う法人(以下「非課税事業を併せて行う法人」といいます。)が、外国の事業に帰属する付加価値額又は非課税事業に係る報酬給与額等の計算を行う場合に記載し、第6号様式別表5の2に併せて提出してください。また、外国の事業に帰属する付加価値額の計算又は非課税事業に係る報酬給与額等の計算に関する明細書を添付してください。
- (2) 法第72条の 2 第 1 項第 1 号に掲げる事業と同項第 3 号に掲げる事業とを併せて行う法人にあっては、それぞれの事業に係る付加価値額等の計算の別を明らかにして記載し、それぞれの事業ごとに提出してください。

2 谷懶の記載のしかた	コ 卦 の 1 み ち	切 辛 审 话
1 「法人妥品」	記載のしかた	留意事項
1 「法人番号」	法人番号 (13桁) を記載します。 事業の区分に応じて「第1号」と「第3号」のいずれかを○印	
注第72条の2第1項 · に	で囲んでください。	
第3号	と国心とください。	
掲げる事業		
3「報酬給与額①」、「純支払利子	第6号様式別表5の3の⑫、第6号様式別表5の4の③、第	
②」、「純支払賃借料③」及び「単	6号様式別表5の5の③及び第6号様式別表5の⑯の各欄の金	
年度損益④」	額をそれぞれ記載します。	
4 「付加価値額①+②+③+④	②又は③が負数の場合には、それを零として①+②+③+④	
⑤]	を計算します。	
5「2.外国の事業に帰属する付	特定内国法人が記載します。	
加価値額の計算」の各欄		
6「外国の事業に帰属する報酬給	(1) 法第72条の19前段に規定する方法(区分計算)により付加	
与額⑥」、「外国の事業に帰属す	価値額を計算する法人にあっては、⑥の欄には外国の事業に	
る純支払利子⑦」、「外国の事業	帰属する報酬給与額を、⑦の欄には外国の事業に帰属する支	
に帰属する純支払賃借料⑧」及	払利子の額の合計額から受取利子の額の合計額を控除した金	
び「外国の事業に帰属する単年	額(当該金額が零を下回る場合には、負数)を、⑧の欄には	
度損益⑨」	外国の事業に帰属する支払賃借料の額の合計額から受取賃借	
	料の額の合計額を控除した金額(当該金額が零を下回る場合	
	には、負数)を、⑨の欄には第6号様式別表5の⑰の欄の金	
	額を、それぞれ記載します。	
	(2) 法第72条の19後段に規定する方法(従業者数按分)により	
	付加価値額を計算する法人にあっては、⑥から⑧までの各欄	
	には①から③までの各欄の金額に⑪の欄の人数を乗じて得た	
	額を⑫の欄の人数で除して計算した金額をそれぞれ記載し、	
	⑨の欄には④の欄の金額と第6号様式別表5の⑩の欄の金額	
	の合計額に⑪の欄の人数を乗じて得た額を⑫の欄の人数で除	
	して計算した金額をそれぞれ記載します。これらの金額に1	
	円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額	
	を記載します。	
7 「外国の事業に帰属する付加価	法第72条の19前段に規定する方法(区分計算)により外国の	
値額の計算方法」	事業に帰属する付加価値額を計算する法人にあっては「区分計	
	算」を、区分計算によることが困難で法第72条の19後段に規定	
	する方法(従業者数按分)により外国の事業に帰属する付加価	
	値額を計算する法人にあっては「従業者数按分」を○印で囲んでままします。	
8「外国の事業に帰属する付加価	で表示します。	
6   外国の事業に帰属する竹加      値額⑥+⑦+⑧+⑨   ⑩	①又はのが負数の場合には、てれを答としての十分十分十分を計算します。	
		(1) 法第72条の19前段に規
所の期末の従業者数⑪」及び「期	項ただし書(仮決算による中間申告)又は法第72条の48第2	定する方法(区分計算)
末の総従業者数⑫」	項ただし書(前事業年度と分割基準が著しく異なる場合の予	により外国の事業に帰属
VI- VARIATION IN WAST	定申告)の規定による申告にあっては当該事業年度開始の日	する付加価値額を計算す
	から6月を経過した日の前日)現在における従業者の数によ	る法人で、かつ、第6号
	り記載します。	様式別表5の2の3の8
	(2) 収入金額課税事業(法第72条の2第1号第2号に掲げる事	の欄の金額の計算にあた
	業をいいます。以下同じです。)を併せて行う法人にあって	り従業者数を用いないで
	は、収入金額課税事業に係る従業者の数を除いた人数を記載	計算する法人は記載する
	します。	必要はありません。
	(3) 非課税事業を併せて行う法人にあっては、事業税を課され	
•		•

10「3. 非課税事業に係る報酬給 与額等の計算」の各欄(®から ②までの欄)	ない事業に係る従業者の数を含む人数を記載します。 (4) 第6号様式別表5の⑩及び第6号様式別表5の⑱の各欄に記載のある法人にあっては、これらの欄の人数を⑪及び⑫の各欄にそれぞれ転記します。 (5) 外国の事務所又は事業所(政令第20条の2の20第1項に規定する外国の事務所又は事業所をいいます。以下同じです。)を有しない内国法人が事業年度の中途において外国の事務所又は事業所を有しないこととなった場合又は特定内国法人が事業年度の中途において外国の事務所又は事業所を有しないこととなった場合には、⑪の欄には、当該事業年度に属する各月の末日現在における外国の事務所又は事業所の従業者の数を合計した数を当該事業年度の月数で除して得た数を記載し、⑫の欄には、当該事業年度の月数で除して得た数と当該事業年度の月数で除して得た数と当該事業年度に属する各月の末日現在における法の施行地内に有する事務所又は事業所の従業者の数を合計した数を当該事業年度の月数で除して得た数と当該事業年度に属する各月の末日現在における外国の事務所又は事業所の従業者の数を合計した数を当該事業年度の月数で除して独立とを合計した数を当該事業年度の月数で除して独立とを合計した数を記載します。 (1) ⑭、⑰又は鄧の各欄は、林業、鉱物の掘採事業又は農事組合法人の行う農業に係る支払利子の額の合計額から受取利子の額の合計額を控除した金額(当該金額が零を下回る場合には、負数)を記載します。 (2) ⑮、⑱又は②の各欄は、林業、鉱物の掘採事業又は農事組合法人の行う農業に係る支払賃借料の額の合計額が零を下回る場合には、負数)を記載します。 (3) ②及び四の各欄は、第6号様式別表5の⑪及び第6号様式別表5の⑪の各欄に、第6号様式別表5の⑪及び第6号様式別表5の⑪の各欄の金額をそれぞれ転記します。 (4) ⑩、⑪又は②の各欄は、これらの欄の金額に1円未満の端数があるときはその端数金額を切り捨てて記載し、⑩、⑪又	
11「報酬給与額33」、「純支払利子		
34) 及び「純支払賃借料35」	を控除した金額を、劉の欄には②の欄の金額から⑦の欄の金額	
	及び図の欄の金額を控除した金額(当該金額が零を下回る場合	
	には、零)を、⑤の欄には③の欄の金額から⑧の欄の金額及び	
	四の欄の金額を控除した金額(当該金額が零を下回る場合には、	
	零)を記載します。	
	分/ て叫戦しより。	

## 第6号様式別表5の2の3記載の手引

#### 1 この計算書の用途等

この計算書は、法第72条の21第1項第1号から第3号まで(無償増資等及び無償減資等を行った法人等の資本金等の額の算定)、 第2項(資本金等の額が資本金の額及び資本準備金の額の合算額に満たない場合の資本割の課税標準)、法第72条の22(特定内 国法人等の資本金等の額の算定)、課税標準の特例(法附則第9条第1項又は第4項から第7項まで)又は政令第20条の2の26 (非課税事業を併せて行う法人等の資本金等の額の算定)の規定の適用を受ける法人が、資本割の課税標準となる資本金等の額 の計算を行う場合に記載し、第6号様式別表5の2に併せて提出してください。また、法第72条の21第1項第1号の規定の適用 を受ける法人(無償増資による剰余金又は利益準備金の額の全部若しくは一部を資本金とした法人)にあっては、剰余金又は利 益準備金の額の全部若しくは一部を資本金とした事実及び資本金とした金額を証する書類(株主総会議事録等)を、同項第2号 の規定の適用を受ける法人(無償減資等による資本の欠損の塡補を行った法人)にあっては、資本の欠損の塡補を行った事実及 び資本の欠損の塡補に充てた金額を証する書類(株主総会議事録、債権者に対する異議申立の公告(官報の抜粋)等)を、同項 第3号の規定の適用を受ける法人(剰余金を損失の塡補に充てた法人)にあっては、剰余金を損失の塡補に充てた事実及び剰余 金を損失の塡補に充てた金額を証する書類(株主総会議事録、債権者に対する異議申立の公告(官報の抜粋)、株主資本等変動 計算書等)を添付してください。

2 各欄の記載のしかた		
欄	記載のしかた	留意事項
1 「法人番号」	法人番号(13桁)を記載します。	
2 従業者数を記載すべき欄	当該事業年度終了の日(法第72条の26第1項ただし書(仮決	
(③及び④、⑭及び⑮、⑯から	算による中間申告)又は法第72条の48第2項ただし書(前事業	
③までの欄)	年度と分割基準が著しく異なる場合の予定申告) の規定による	
	申告にあっては当該事業年度開始の日から6月を経過した日の	
	前日)現在における従業者の数により記載します。	
3「資本金等の額①」	次に掲げる法人の区分ごとに、それぞれ次に定める金額を記	収入金額課税事業を併せ
	載します。	て行う内国法人又は同法人
	(1) 収入金額課税事業(法第72条の2第1項第2号に掲げる事	で、かつ、法第72条の21第
	業をいいます。以下同じです。)を併せて行う内国法人 第	1項第1号から第3号ま
	6 号様式別表 5 の 2 の下表「法人税の資本金等の額又は連結	で、課税標準の特例(法附
	個別資本金等の額3」の圏の欄の金額	則第9条第1項)の規定の
	(2) (1)に掲げる法人で、かつ、法第72条の21第1項第1号から	適用を受ける法人が記載し
	第3号まで若しくは、第2項又は課税標準の特例(法附則第	ます(以下5まで同じで
	9条第1項)の規定の適用を受ける法人 図又は図の欄の金	す。)。
	額	
4 「収入金額課税事業以外の事業	この金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切	
に係る資本金等の額②」	り捨てた金額を記載します。	
5 「収入金額課税事業以外の事業	(1) 法第72条の19の規定の適用を受ける法人(以下「特定内国	(2)において、従業者の数
に係る期末の従業者数③」及び	法人」といいます。) にあっては、③の欄には収入金額課税	を合計した数を当該事業年
「期末の総従業者数④」	事業以外の事業に係る国内の事務所又は事業所(以下「事務	度の月数で除した数に1人
	所等」といいます。)及び外国の事務所等の従業者の合計数	に満たない端数を生じたと
	を記載し、④の欄には国内の事務所等及び外国の事務所等の	きは、これを1人とします。
	従業者の合計数を記載します。	
	(2) 次に掲げる場合に該当する場合には、③の欄には、当該事	
	業年度に属する各月の末日現在における収入金額課税事業以	
	外の事業に係る従業者の数を合計した数を当該事業年度の月	
	数で除して得た数を記載し、④の欄には、当該事業年度に属	
	する各月の末日現在における収入金額課税事業以外の事業に	
	係る従業者の数を合計した数を当該事業年度の月数で除して	
	得た数と当該事業年度に属する各月の末日現在における収入	
	金額課税事業に係る従業者の数を合計した数を当該事業年度	
	の月数で除して得た数とを合計した数を記載します。	
	(イ) 収入金額課税事業以外の事業を行う内国法人が事業年	
	度の中途において収入金額課税事業を開始した場合	
	(ロ) 収入金額課税事業を行う内国法人が事業年度の中途に	
	おいて収入金額課税事業以外の事業を開始した場合	
	(ハ) 収入金額課税事業以外の事業と収入金額課税事業とを	
	併せて行う内国法人が事業年度の中途において収入金額課	
	税事業以外の事業又は収入金額課税事業を廃止した場合	
6 「月数按分後の資本金等の額⑤」	次に掲げる法人が、第6号様式別表5の2の頃の欄の金額を	特定内国法人若しくは非
	記載します。	課税事業を併せて行う内国
	(1) 特定内国法人又は非課税事業をあわせて行う内国法人	法人又はこれらの法人で、

	(2) (1)に掲げる法人で、かつ、課税標準の特例(法附則第9条 第4項から第7項まで)の規定の適用を受ける法人	かつ、課税標準の特例(法 附則第9条第4項から第7 項まで)の規定の適用を受 ける法人が記載します(以 下11まで同じです。)。
7「外国の事業に係る控除額⑧」	(1) 第6号様式別表5の2の2⑤の欄の金額から第6号様式別表5の2の2⑩の欄の金額を控除した額及び第6号様式別表5の2の2⑪⑩の各欄の金額がともに零を超える金額であって、かつ、⑬の欄の割合が50%以上である法人又は法第72条の19後段の規定により外国の事業に帰属する付加価値別表5の2の2の⑪の欄の金額を乗じて得た額を第6号様式別表5の2の2の⑪の欄の金額で除して計算した金額を記載します。 (2) (1)以外の法人にあっては、①の欄の金額に第6号様式別表5の2の2の⑪の欄の人数を乗じて得た額を第6号様式別表5の2の2の⑪の欄の人数で除して計算した金額を記載します。 (3) 法第72条の2第1項第1号に掲げる事業と同項第3号に掲げる事業とを併せて行う法人にあっては、(1)及び(2)の計算について、「別表5の2の2⑪」とあるのは「それぞれの事業に係る別表5の2の2⑪の欄の合計額、同表⑦の欄の合計額」と、「同表⑤」とあるのは、「それぞれの事業に係る別表5の2の2⑪の欄の合計額の合計額」と、「同表⑥」とあるのは、「それぞれの事業に係る別表5の2の2⑪の欄の合計額の合計額の合計額及び同表④の欄の合計額」と、「別表5の2の2⑪の欄の合計額の合計額の合計額及び同表④の欄の合計額の合計額の合計額及び同表④の欄の合計額の合計額でいる計額を可まる場合に表別表5の2の2⑪の欄の谷計額の合計額でいる計額を可までにていて、「別表5の2の2⑪」と読み替えて計算した金額を記載してください。なお、「別表5の2の2⑩」を読み替えて計算する場合にあってはそれぞれの事業に係る同表②の欄の合計額で自表⑤の欄の合計額が負数となる場合には、それを零として計算します。 (4) この金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を	
8「非課税事業に係る控除額⑩」	切り捨てた金額を記載します。 この金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額を記載します。	
9「課税標準の特例に係る控除額 ⑪」	特定内国法人又は非課税事業を併せて行う法人であって、かつ、課税標準の特例(法附則第9条第4項から第7項まで)の	
10「特定内国法人の付加価値額の総額に占める国内の事業に帰属する付加価値額の割合③」	規定の適用を受ける法人が、⑩の欄の金額を記載します。 (1) 法第72条の2第1項第1号に掲げる事業と同項第3号に掲げる事業とを併せて行う法人にあっては、同欄中「別表5の2の2⑤」及び「同表⑤」とあるのは「それぞれの事業に係る別表5の2の2①の欄の合計額、同表②の欄の合計額及び同表④の欄の合計額、同表⑩」とあるのは「それぞれの事業に係る別表5の2の2⑥の欄の合計額、同表⑪」とあるのは「それぞれの事業に係る別表5の2の2⑥の欄の合計額、同表⑦の欄の合計額、同表⑧の欄の合計額及び同表⑨の欄の合計額の合計額」と読み替えて計算した割合を記載してください。  なお、「別表5の2の2⑤」及び「同表⑤」を読み替えて計算する場合にあってはそれぞれの事業に係る同表②の欄の合計額又は同表③の欄の合計額が負数となる場合には、それを零として計算し、「同表⑩」を読み替えて計算する場合にあってはそれぞれの事業に係る同表⑦の欄の合計額又は同表⑧の欄の合計額が負数となる場合には、それを零として計算します。	る付加価値額を計算する内 国法人は記載する必要はあ りません。

る期末の従業者数⑭」及び「国	(1) 収入金額課税事業を併せて行う法人にあっては、収入金額 課税事業に係る従業者数を除いた人数を記載します。 (2) 次に掲げる場合に該当する場合には、⑭の欄には、当該事業年度に属する各月の末日現在における法の施行地内に有する事務所等の従業者のうち非課税事業に係る者の数を合計した数を当該事業年度に属する各月の末日現在における法の施行地内に有する事務所等の従業者のうち非課税事業に係る者の数を合計した数を当該事業年度の月数で除して得た数と当該事業年度に属する各月の末日現在における法の施行地内に有する事務所等の従業者のうち非課税事業以外の事業(法第72条の2第1項第1号及び第3号に掲げる事業に限ります。以下「その他の事業」といいます。)に係る者の数を合計した数を当該事業年度の月数で除して得た数とを合計した数を記載します。 (イ) その他の事業を行う内国法人が事業年度の中途において非課税事業を開始した場合 (ロ) 非課税事業を開始した場合 (ハ) その他の事業と非課税事業とを併せて行う内国法人が事業年度の中途においてその他の事業又は非課税事業を廃止した場合	を合計した数を当該事業年
12「資本金等の額⑯」	法第72条の21第1項第1号から第3号までの規定の適用を受ける法人が第6号様式別表5の2の下表「法人税の資本金等の額又は連結個別資本金等の額3」の図の欄の金額を記載します。	法第72条の21第1項第1 号から第3号までの規定の 適用を受ける法人が記載し ます (以下14まで同じで す。)。
13「法第72条の21第1項第1号に 係る加算⑰」	法第72条の21第1項第1号の適用を受ける法人が記載します。	7 0 7 0
14「法第72条の21第1項第2号及び第3号に係る控除®」	次に掲げる課税標準の特例を受ける法人の区分ごとに、それぞれ次に定める金額を記載します。 (1) 法第72条の21第1項第2号の規定の適用を受ける法人 平成13年4月1日から平成18年4月30日までの間に、資本又は出資の減少による資本の欠損の塡補に充てた金額並びに資本準備金による資本の欠損の塡補に充てた金額(2) 法第72条の21第1項第3号の規定の適用を受ける法人 平成18年5月1日以後に、会社法第446条に規定する剰余金(同法第447条又は第448条の規定により資本金の額又は資本準備金の額を減少し、剰余金として計上したもので総務省令で定めるものに限る。)を同法第452条の規定により総務省令で定める損失の塡補に充てた金額	
15「資本金の額②」及び「資本準備金の額②」	第6号様式別表5の2の下表「資本金の額又は出資金の額1」の圏の欄の金額、期末現在の資本準備金の額をそれぞれ記載します。	資本準備金の額は、法人 税の明細書 (別表 5(1)) の 「Ⅱ 資本金等の額の計算 に関する明細書」に記載し たところに準じて記載しま す。
16「資本金の額②」	課税標準の特例(法附則第9条第1項)の規定の適用を受ける法人が第6号様式別表5の2の下表「資本金の額又は出資金の額1」の図の欄の金額を記載します。	課税標準の特例(法附則 第9条第1項)の規定の適 用を受ける法人が記載しま す(17において同じです。)。
17「法附則第9条第1項に係る額 ③」 18「月数按分後の資本金等の額図」	法附則第9条第1項の適用を受ける法人が、資本金の額に2を乗じて得た額を記載します。 次に掲げる法人の区分ごとに、それぞれ次に定める金額を記載します。 (1) 課税標準の特例(法附則第9条第4項から第7項まで)の規定の適用を受ける法人第6号様式別表5の2の⑭の欄の金額 (2) (1)に掲げる法人で、かつ、特定内国法人又は非課税事業を併せて行う内国法人 ⑨の欄の金額から⑩の欄の金額を控除	法人が記載します(以下21 まで同じです。)。

	した金額	
19「課税標準の特例に係る控除割	課税標準の特例(法附則第9条第4項から第6項まで)の規	
合図」	定の適用を受ける法人が、これらの項に規定する当該法人の各	
	事業年度の資本金等の額に乗ずる割合を記載します。	
20「未収金の帳簿価額図」	課税標準の特例(法附則第9条第7項)の規定の適用を受け	
	る法人が、当該法人の当該事業年度終了の時における建設事業	
	未収入金の帳簿価額を記載します。	
21「総資産価額図」	課税標準の特例(法附則第9条第7項)の規定の適用を受け	
	る法人が、政令附則第6条の2第1項の規定により計算した金	
	額を記載します。	
22「課税標準の特例に係る控除額	この金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切	
30 ]	り捨てた金額を記載します。	
23「月数按分後の資本金等の額⑪」	第6号様式別表5の2の⑭の欄の金額を記載します。	外国法人が記載します
	外国法人の各事業年度の資本金等の額については、当該事業	(以下26まで同じです。)。
	年度終了の日の電信売買相場の仲値により換算した円換算額に	
	より計算してください。	
24「外国の事業に係る控除額図」	これらの金額に1円未満の端数があるときは、それらの端数	
及び「非課税事業又は収入金額	金額を切り捨てた金額を記載します。	
課税事業に係る控除額匈」		
25「期末の総従業者数⑩」	国内の事務所等及び外国の事務所等の従業者の合計数を記載	
	します。	
26「国内における非課税事業又は	次に掲げる場合に該当する場合には、38の欄には、当該事業	従業者の数を合計した数
収入金額課税事業に係る期末の	年度に属する各月の末日現在における恒久的施設の従業者のう	を当該事業年度の月数で除
従業者数⑱」及び「国内におけ	ち非課税事業又は収入金額課税事業(以下「非課税事業等」と	した数に1人に満たない端
る事務所又は事業所の期末の従	いいます。)に係る者の数を合計した数を当該事業年度の月数で	数を生じたときは、これを
業者数፡፡	除して得た数を記載し、③の欄には、各事業年度に属する各月	1人とします。
	の末日現在における恒久的施設の従業者のうち非課税事業等に	
	係る者の数を合計した数を当該事業年度の月数で除して得た数	
	と各事業年度に属する各月の末日現在における恒久的施設の従	
	業者のうちその他の事業に係る者の数を合計した数を当該事業	
	年度の月数で除して得た数とを合計した数を記載すること。	
	(1) その他の事業を行う外国法人が事業年度の中途において非	
	課税事業等を開始した場合	
	(2) 非課税事業等を行う外国法人が事業年度の中途においてそ	
	の他の事業を開始した場合	
	(3) その他の事業と非課税事業等とを併せて行う外国法人が事	
	業年度の中途においてその他の事業又は非課税事業等を廃止	
	した場合	

# 第6号様式別表5の2の4記載の手引

## 1 この計算書の用途等

この計算書は、法第72条の21第6項(一定の持株会社の資本金等の額の算定)の規定の適用を受ける内国法人が記載し、第6号様式別表5の2に併せて提出してください。

また、出資関係図(特定子会社となる法人に対する持株割合を記載した出資関係図)を添付してください。

2 谷懶の記載のしかに		1
欄	記載のしかた	留 意 事 項
1 「総資産の帳簿価額」	当該事業年度及び当該事業年度の前事業年度の確定した決算	法人税の明細書(別表8
(①及び⑤の欄)	(法第72条の26第1項ただし書(仮決算による中間申告)の規	(1)) を提出している法人に
	定により申告する場合にあっては、同項ただし書に規定する期	あっては、同明細書の27の
	間に係る決算)に基づく貸借対照表(以下「貸借対照表」とい	欄の金額を参考に記載しま
	います。) に計上している総資産の帳簿価額の合計額(両建勘定、	す。
	返品債権特別勘定など資産の帳簿価額に含まれないものを控除	
	した額)を記載します。なお、税効果会計を採用している場合	
	に計上される繰延税金資産勘定の金額は、総資産の帳簿価額の	
	合計額に含めて記載してください。	
2 「特定子会社に対する貸付金及	各事業年度に係る政令第20条の2の22(一定の持株会社の資	②及び⑥の欄に記載した
び保有する特定子会社の発行す	本等の金額の算定)に係る各号に掲げる金額がある場合に、同	金額の内訳書(政令第20条
る社債の金額等」(②及び⑥の	条第1号から第4号までに掲げる金額の合計額を記載します。	の2の22第4号に掲げる金
欄)		額を除きます。) を添付し
		てください。
		なお、政令第20条の2の
		22第4号に掲げる金額につ
		いては、「特定子会社に対
		する貸付金額及び保有する
		特定子会社の発行する社債
		の金額⑭+⑮」の「計」及
		び「特定子会社に対する貸
		付金額及び保有する特定子
		会社の発行する社債の金額
		②0+②1」の「計」の各欄の
		金額となります。
3 「特定子会社の株式等の帳簿価	④の欄には⑯の欄の金額を、⑧の欄には⑳の欄の金額を、そ	
額」(④及び⑧の欄)	れぞれ記載します。	
4 「総資産価額に占める特定子会	この割合に1未満の端数があるときは、その端数を切り上げ	この割合が50%以下の場
社の株式等の帳簿価額の割合	て記載します。	合には、この計算書は提出
9,		できません。
5 「特定子会社の株式等に係る控	この金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切	
除額⑩」	り捨てた金額を記載します。	
6 「特定子会社の明細」の各欄	法第72条の21第6項第2号に規定する特定子会社(以下「特	
	定子会社」といいます。)について記載します。	
7 「特定子会社が保有する自己株	⑪又は⑰の各欄の数のうち、特定子会社が保有する自己の株	
	式又は出資の数をそれぞれ記載します。	
が保有する自己株式等の数®」	<ul><li>・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・</li></ul>	個分げ A オージョナー
8「直接又は間接に保有する株式		例えば、A法人がB法人
	接又は間接に保有する特定子会社の株式又は出資の数をそれぞれる。	
に保有する株式等の数⑩」	れ記載します。	%を超える数を保有し、か
		つ、B法人がC法人の発行 这件式等の総数500/ な択っ
		済株式等の総数50%を超え
		る数を保有している場合、
		A法人はC法人の株式等を
		「間接に保有する」といい、
		C法人はA法人の特定子会
	マの中人フィナ油の塩料がとすしまい。 マの塩料とはでした	社であることになります。
9「持株割合」	この割合に1未満の端数があるときは、その端数を切り上げ	
10「直接に保有する特定子会社株	て記載します。 貸借対照表に計上されている特定子会社の株式等の帳簿価額	えることとなります。
10「直接に保有する特定于会社休 式等の帳簿価額」の各欄		
八寺が恢得御領」の合欄	をそれぞれ記載します。 かお 特定子会社の株式等の帳簿価類け 注し私の所得の計	
I	なお、特定子会社の株式等の帳簿価額は、法人税の所得の計	I

	算の例により金額を記載します。したがって、例えば会計上特定子会社の株式等の帳簿価額を減額し、法人税の所得の計算上損金否認された金額がある場合には、貸借対照表に計上された特定子会社の株式等の帳簿価額に当該損金否認された金額を加算した額となります。	
11「特定子会社に対する貸付金額 ⑭」及び「特定子会社に対する 貸付金額⑩」並びに「保有する 特定子会社発行社債の金額⑮」	びこの計算書を提出する法人の保有する特定子会社発行社債の	
及び「保有する特定子会社発行 社債の金額②」		

# 第6号様式別表5の3記載の手引

## 1 この明細書の用途等

- (1) この明細書は、法第72条の2第1項第1号イ又は第3号イに掲げる法人が、法第72条の15に規定する報酬給与額の内訳について記載し、第6号様式別表5の2に併せて提出してください。
- (2) この明細書は、事務所又は事業所(以下「事務所等」といいます。)所在地の都道府県知事(2以上の都道府県に事務所等を有する法人にあっては、主たる事務所等所在地の都道府県知事)に1通を提出してください。
- (3) 法第72条の2第1項第1号に掲げる事業と同項第3号に掲げる事業とを併せて行う法人にあっては、それぞれの事業に係る報酬給与額の計算の別を明らかにして記載し、それぞれの事業ごとに提出してください。

2 各欄の記載のしかた		T
欄	記載のしかた	留意事項
1「法人番号」	法人番号(13桁)を記載します。	
2 ( 第1号)	事業の区分に応じて「第1号」と「第3号」のいずれかを○印	
法第72条の2第1項 ・ に	で囲んでください。	
第3号		
掲げる事業		
3 各欄共通	収入金額課税事業(法第72条の2第1項第2号に掲げる事業	
	をいいます。以下同じです。)とその他の事業とを併せて行う法	
	人にあっては収入金額課税事業分を含めないで記載します。	
	この場合、区分計算の内訳を示した明細書(任意の書式)を	
	添付してください。	
4「役員又は使用人に対する給与」	(1) 法人の事務所等ごとに、各欄に記載します。	(1) 小規模な事務所等につ
の各欄	(2) 「期末の従業者数」及び「給与の額」には、派遣労働者(労	いては、「備考」の欄に
	働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に	その旨を記載し、他の事
	関する法律第2条第2号に規定する派遣労働者をいいます。)	務所等と一括記載して差
	又は派遣船員(船員職業安定法第6条第12項に規定する派遣	し支えありません。
	船員をいいます。)に係るものは含めないで記載します。た	(2) 外国の事務所等につい
	だし、労働者派遣等をした法人について、派遣労働者等が当	ては、国ごとに一括記載
	該労働者派遣等をした法人の業務にも従事している場合に	して差し支えありませ
	は、当該労働者派遣等をした法人の業務に係る分を含めて記	ん。
	載します。	(3) 別途明細書に準じた書
		類を作成している場合に
		は、「計③」の欄に金額
		を記入のうえ、各欄の記
		載に代えて当該書類を別
		紙として明細書に添付す
		ることとして差し支えあ
		りません。
5 「期末の従業者数」	当該事業年度終了の日(法第72条の26第1項ただし書(仮決	
	算による中間申告)又は法第72条の48第2項ただし書(前事業	
	年度と分割基準が著しく異なる場合の予定申告) の規定による	
	申告にあっては当該事業年度開始の日から6月を経過した日の	
	前日)現在における役員及び使用人の数を記載します。	
6「給与の額」	法第72条の15第1項第1号に規定する金額(当該事業年度に	
	おいて役員又は使用人に対する報酬、給料、賃金、賞与、退職	
	手当その他これらの性質を有する給与として支出するもので、	
	法人税の所得又は連結所得の計算上損金の額に算入される金額	
	(棚卸資産等に係るものについては、当該事業年度において支	
	出される金額で、当該事業年度以後の事業年度の法人税の所得	
	又は連結所得の計算上損金の額に算入されるべきもの))を記載	
	します。	
7 「加算又は減算②」	「給与の額」の欄に記載した金額のほかに、事務所等ごとに	「備考」の欄に加減算項
·	記載が困難なもので加算すべきもの(出向先法人が出向元法人	
	に対して支払った給与負担金等)又は減算すべきもの(出向元	
	法人が出向先法人から受け取った給与負担金等)がある場合に	
	記載します。	
8「備考」	現物給与、外国事業分、非課税事業分など補足説明が必要な	
, ma 3 3	内容について記載します。	
9「役員又は使用人のために支出		11から17の欄について
する掛金等」の各欄	おいて役員又は使用人のために支出する掛金で、法人税の所得	
7 3 77 亚 寸」 ツ 17 1機	***・、区具入は医川八ツにめに入田する財団に、伍八代の川付	「み、 エル・シェリム しゅ/1喇リ/立

10「派遣元に支払う金額の合計で」、「派遣労働者等に支払う報	又は連結所得の計算上損金の額に算入されるものの金額 (棚卸資産等に係るものについては、当該事業年度において支出される金額で、当該事業年度以後の事業年度の法人税の所得又は連結所得の計算上損金の額に算入されるべきもの))について、次に掲げる区分ごとにそれぞれ次に定める金額を記載します。なお、派遣労働者に係る金額は含めないで記載します。なお、派遣労働者に係る金額は含めないで記載します。 (1) 退職金共済制度に基づく掛金 政令第20条の2の3第1項第1号に掲げる金額 (2) 確定給付企業年金に係る規約に基づく掛金又は保険料 項第2号に掲げる金額 (3) 企業型年金規約に基づく排金 同項第3号に掲げる金額 (4) 個人型年金規約に基づく排金 同項第4号に掲げる金額 (5) 勤労者財産形成給付金契約に基づく信託金等 同項第6号に掲げる金額 (6) 勤労者財産形成基金契約に基づく信託金等 同項第6号に掲げる金額 の金額から9の欄の金額を控除した金額 ※業主として負担する財金及び負担金の総額 公的年金制度の健全性及び信頼性の確保のための厚生年金保険法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備等に関する政治での効力を有するものとされる改正前の政令第20条の2の4第1項第6号括弧書の規定により求めた金額 (9) 代行相当部分 同号括弧書の規定により求めた金額 (10) 適格年金返還金額のうち厚生年金基金への事業主払込相当額 同号日に掲げる金額 (11) 適格年金返還金額のうち降生年金基金への事業主払込相当額 同号に掲げる金額 (13) 適格年金返還金額のうち特定退職金共済への事業主払込相当額 同号に掲げる金額 (14) 適格年金返還金額のうち枠定金額の適格年金の事業主払込相当額 同号に掲げる金額 (15) 適格年金返還金額のうち枠定退職金共済への事業主払込相当額 同号に掲げる金額 (16) 適格年金返還金額のうち企業型年金の個人別管理資産への事業主払込相当額 同号に掲げる金額 (16) 適格年金返還金額のうち企業型年金の個人別管理資産への事業主払込相当額 同号トに掲げる金額 (16) 適格年金返還金額のうち企業型年金の個人別管理資産への事業主払込相当額 同号トに掲げる金額 (16) 資格年金返還金額のうち企業型年金の個人別管理資産への事業主払込相当額 同号トに掲げる金額 (16) 資格年金返還金額のうち企業型年金の個人別管理資産への事業主払込相当額 同号トに掲げる金額 (16) 資格年金返還金額のうち企業型年金の個人別管理資産への事業主払込相当額 同号トに掲げる金額 (17) 適格年金返還金額のうち企業型年金の過去勤務債務等に充てる事業主払込相当額 同号トに掲げる金額 (16) 資格年金返還金額のうち企業型年金の過去勤務債務等に充てる事業主払込相当額 同号トに掲げる金額 (15) 高格年金返還金額のうち企業型年金の過去勤務債務等に充てる事業主払込相当額 同号トに掲げる金額 (15) 高格年金返還金額のうち企業型年金の過去勤務債務等に充てる事業主払込相当額 同号トに掲げる金額 (15) 高格年金返還金額のうち企業型年金の過去勤務債務等に充てる事業主払込相当額 同号トに掲げる金額 (15) 高格年金、第4号表記 (15) 高格年金、(15) 名(15) 高格・第4号表記 (15) 高格・第4号を表記 (15) 名(15) 名(15	額が含まれている場合にのみ記載します。
***************************************	5の3の2の②の欄の金額又は第6号様式別表5の3の2の③	
11 「⑦×75/100 ⑧」	この金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り	
12 「⑨- (⑩×75/100) ⑪	り捨てた金額を記載します。 (1) ⑨の欄の金額から⑩の欄の金額に100分の75を乗じた金額を	
& (80) 100) @]	控除して得た金額(当該金額が零を下回る場合には、零)を 記載します。 (2) この金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を	
	切り捨てた金額を記載します。	

# 第6号様式別表5の3の2記載の手引

## 1 この明細書の用途等

- (1) この明細書は、法第72条の15第2項各号に掲げる法人が、当該各号に定める金額の内訳について記載し、第6号様式別表5の3に併せて提出してください。
- (2) この明細書は、事務所又は事業所(以下「事務所等」といいます。)所在地の都道府県知事(2以上の都道府県に事務所等を有する法人にあっては、主たる事務所等所在地の都道府県知事)に1通を提出してください。
- (3) 法第72条の2第1項第1号に掲げる事業と同項第3号に掲げる事業とを併せて行う法人にあっては、それぞれの事業に係る 労働者派遣等の明細の別を明らかにして記載し、それぞれの事業ごとに提出してください。

2 谷懶の記載のしかた	=== +1\	
欄	記載のしかた	留意事項
1 各欄共通	収入金額課税事業(法第72条の2第1項第2号に掲げる事業	
	をいいます。以下同じです。)とその他の事業とを併せて行う法	
	人にあっては収入金額課税事業分を含めないで記載します。	
	この場合、区分計算の内訳を示した明細書(任意の書式)を	
	添付してください。	
2 〔 第1号	事業の区分に応じて「第1号」と「第3号」のいずれかを○	
法第72条の2第1項 ・ に	印で囲んでください。	
第3号		
掲げる事業		
3「労働者派遣等を受けた法人」	労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等	別途明細書に準じた書類
の各欄	  に関する法律(以下「労働者派遣法」といいます。)第26条第1	を作成している場合には、
	項又は船員職業安定法第66条第1項に規定する労働者派遣契約	「計①」の欄に金額を記入
	又は船員派遣契約に基づく労働者派遣(労働者派遣法第2条第	
	1号に規定する労働者派遣をいいます。)又は船員派遣(船員職	
	業安定法第6条第11項に規定する船員派遣をいいます。)を受け	細書に添付することとして
	た法人が、当該法人に対して派遣をした者(以下「派遣元」と	差し支えありません。
		左し又えめりません。
4 「労働学派事歴ナーナオー・・	いいます。)ごとに、各欄に記載します。	(1) 泥連圧が注し四月でき
4「労働者派遣等をした法人」の		(-)
各欄	員派遣をした法人が、当該法人から労働者派遣又は船員派遣を	のについては、その他と
	受けた者(以下「派遣先」といいます。)ごとに、各欄に記載し	して一括記載して差し支
	ます。	えありません。
		(2) 別途明細書に準じた書
		類を作成している場合に
		は、「計②」及び「計③」
		の欄に金額を記入のう
		え、各欄の記載に代えて
		当該書類を別紙として明
		細書に添付することとし
		て差し支えありません。
5「派遣をした者(派遣元)」の	派遣先又は派遣元の主たる事務所等の住所又は所在地を記載	
「住所又は所在地」及び「派遣		
を受けた者 (派遣先)」の「住		
所又は所在地」		
6 「派遣元に支払う金額」	── 法第72条の15第2項第1号に規定する当該労働者派遣又は船	消費税及び地方消費税に
・ が起元に入がノ亚帜」	伝第12末が15年2項第17年に規定する国政方側有が追えば船   員派遣をした者に支払う金額(当該事業年度において労働者派	,
	遣又は船員派遣の役務の提供の対価として派遣元に支払う派遣	
	料で、法人税の所得又は連結所得の計算上損金の額に算入されて、	
	る金額(棚卸資産等に係るものについては、当該事業年度にお	
	いて支出される金額で、当該事業年度以後の事業年度の法人税	
	の所得又は連結所得の計算上損金の額に算入されるべきもの))	
	を記載します。	
7「派遣人数」及び「労働時間数」		(1) 人数については、労働
	号に規定する派遣労働者をいいます。)又は派遣船員(船員職業	者派遣契約書又は船員派
	安定法第6条第12項に規定する派遣船員をいいます。)の人数及	遣契約書をもとに記載し
	び業務に従事した派遣労働者等の総労働時間数を記載します。	ます。
	なお、当該人数及び労働時間数に代えて、延べ派遣人数・日	(2) 労働時間数について
	(派遣労働者等が勤務した日数を合計したもの) を記載しても	は、派遣先にあっては労
	差し支えありません。	働者派遣法第42条又は船
		員職業安定法第86条に規
I	ı	

8「派遣労働者等に支払う報酬給 与額」	派遣労働者等に係る法第72条の15第1項各号に掲げる金額を 記載します。ただし、労働者派遣等をした法人について、派遣 労働者等が当該労働者派遣等をした法人の業務にも従事してい る場合には、当該労働者派遣等をした法人の業務に係る分を含	定する派遣先管理台帳を、派遣元にあっては労働者派遣法第37条又は船員職業安定法第77条に規定する派遣元管理台帳をもとに記載します。 (3) 人数及び労働時間数に代えて延べ派遣人数・日を記載する場合は、備考欄にその旨記載します。
9「派遣先から支払を受ける金額」	めないで記載します。 法第72条の15第2項第2号に規定する当該労働者派遣等の役	消費税及び地方消費税に
3「爪追兀がり又掛を交ける金額」	依第12年の10年2項第2万に規定する国該カ側有が追寄の依   務の提供を受けた者から支払いを受ける金額(当該事業年度に	,
	おいて労働者派遣等の役務の提供の対価として派遣先から支払	
	を受ける派遣料で、法人税の所得又は連結所得の計算上益金の	
	額に算入される金額)を記載します。	

# 第6号様式別表5の4記載の手引

## 1 この明細書の用途等

- (1) この明細書は、法第72条の2第1項第1号イ又は第3号イに掲げる法人が、法第72条の16に規定する純支払利子の内訳について記載し、第6号様式別表5の2に併せて提出してください。
- (2) この明細書は、事務所又は事業所(以下「事務所等」といいます。)所在地の都道府県知事(2以上の都道府県に事務所等を有する法人にあっては、主たる事務所等所在地の都道府県知事)に1通を提出してください。
- (3) 法第72条の 2 第 1 項第 1 号に掲げる事業と同項第 3 号に掲げる事業とを併せて行う法人にあっては、それぞれの事業に係る純支払利子の計算の別を明らかにして記載し、それぞれの事業ごとに提出してください。

<u>2 各欄の記載のしかた</u>		<del>,</del>
欄	記 載 の し か た	留意事項
1 「法人番号」	法人番号(13桁)を記載します。	
2 第1号	事業の区分に応じて「第1号」と「第3号」のいずれかを○	
法第72条の2第1項 ・ に	印で囲んでください。	
第3号		
掲げる事業		
3 各欄共通	収入金額課税事業(法第72条の2第1項第2号に掲げる事業	
	をいいます。以下同じです。) とその他の事業とを併せて行う法	
	人にあっては収入金額課税事業分を含めないで記載します。	
	この場合、区分計算の内訳を示した明細書(任意の書式)を	
. [+	添付してください。	EULA EE AE TELLE ME LA LE TELLE
4 「支払利子」及び「受取利子」	区分別に借入先ごと又は貸付先ごとに、各欄に記載します。	別途明細書に準じた書類
の各欄		を作成している場合には、
		「計①」及び「計②」の欄
		に金額を記入のうえ、各欄
		の記載に代えて当該書類を
		別紙として明細書に添付す
		ることとして差し支えあり
		ません。
5 「区分」	次に掲げる利子の区分ごとに、それぞれ記載します。	
	(1) 支払利子	
	(イ) 借入金の利子	
	(ロ) 社債の利子	
	(ハ) 手形割引料	
	(二) 利子税及び延滞金(納期限の延長の場合に限ります。)	
	(本) その他	
	(2) 受取利子	
	(イ) 貸付金の利子	
	(ロ) 預貯金の利子	
	(ハ) 公社債の利子	
	(二) 手形割引料	
	(ホ) 還付加算金	
	(^) その他	
6 「借入先」及び「貸付先」	相手先が特定できない場合には、空欄として差し支えありま	
	せん。	
7 「期中の支払利子額」	法第72条の16第1項に規定する支払利子の額(当該事業年度	各区分ごとに、一の借入
	において支払う負債の利子で、法人税の所得又は連結所得の計	先に対する期中の支払利子
	算上損金の額に算入されるものの額(棚卸資産等に係るものに	額が100万円未満のものに
	ついては、当該事業年度において支出される金額で、当該事業	ついては、一括記載して差
	年度以後の事業年度の法人税の所得又は連結所得の計算上損金	し支えありません。
	の額に算入されるべきもの)) を記載します。	
8「借入金等の期末現在高」及び	当該事業年度終了の日(法第72条の26第1項ただし書(仮決	
「貸付金等の期末現在高」	算による中間申告)の規定による申告にあっては当該事業年度	
	開始の日から6月を経過した日の前日)現在の金額をそれぞれ	
	記載します。	
9 「期中の受取利子額」	法第72条の16第1項に規定する受取利子の額(当該事業年度	各区分ごとに、一の貸付
- 774 1 100 200 19 3 883	において支払を受ける利子で、法人税の所得又は連結所得の計	
	算上益金の額に算入されるものの額)を記載します。	額が100万円未満のものに
	尹工皿 巫ッグ駅に 野八 で 40分 ひ ツッツ (駅/ で 山戦 しより。	
		ついては、一括記載して差しままれません
		し支えありません。

10「純支払利子の計算③」	①の欄の金額から②の欄の金額を控除した金額(当該金額が零を下回る場合には、法72条の19の規定の適用を受ける法人(特定内国法人)又は事業税を課されない事業とその他の事業とを併せて行う法人にあっては負数、その他の法人にあっては零)を記載します。	
11「備考」	<ul><li>(1) 外国事業分、非課税事業分など補足説明が必要な内容について記載します。</li><li>(2) 「区分」の欄に「その他」と記載した場合には、その主な内容を記載します。</li><li>(3) 一括記載したものがある場合には、その件数等を記載します。</li></ul>	

# 第6号様式別表5の5記載の手引

## 1 この明細書の用途等

- (1) この明細書は、法第72条の2第1項第1号イ又は第3号イに掲げる法人が、法第72条の17に規定する純支払賃借料の内訳について記載し、第6号様式別表5の2に併せて提出してください。
- (2) この明細書は、事務所又は事業所(以下「事務所等」といいます。)所在地の都道府県知事(2以上の都道府県に事務所等を有する法人にあっては、主たる事務所等所在地の都道府県知事)に1通を提出してください。
- (3) 法第72条の 2 第 1 項第 1 号に掲げる事業と同項第 3 号に掲げる事業とを併せて行う法人にあっては、それぞれの事業に係る純支払賃借料の計算の別を明らかにして記載し、それぞれの事業ごとに提出してください。

2 各欄の記載のしかた		T
欄	記載のしかた	留 意 事 項
1 「法人番号」	法人番号(13桁)を記載します。	
2 「第1号 法第72条の2第1項 ・ に 第3号	事業の区分に応じて「第1号」と「第3号」のいずれかを○ 印で囲んでください。	
掲げる事業	Let A Arrange V to VV. (VI. Mara of the control of	
3 各欄共通	収入金額課税事業(法第72条の2第1項第2号に掲げる事業をいいます。以下同じです。)とその他の事業とを併せて行う法人にあっては収入金額課税事業分を含めないで記載します。この場合、区分計算の内訳を示した明細書(任意の書式)を添付してください。	
4 「支払賃借料」及び「受取賃借料」の各欄	貸借している土地又は家屋(家屋とは、住宅、店舗、工場、 倉庫その他の建物をいいます。また、土地又は家屋には、これ らと一体となって効用を果たす構築物及び附属設備を含みま す。)ごとに、各欄に記載します。	(1) 別途明細書に準じた書類を作成している場合には、「計①」及び「計②」の欄に金額を記入のうえ、各欄の記載に代えて当該書類を別紙として明細書に添付することとして差し支えありません。 (2) 契約において複数の土地又は家屋について賃借している場合には、契約ごとに、各欄に記載して差し支えありません。
5 「土地の用途又は家屋の用途若	(1) 土地についてはその用途(例えば、「宅地」、「駐車場」など)	
しくは名称」	を記載します。 (2) 家屋についてはその用途(例えば、「事務所」、「店舗」など)を記載し、当該家屋について名称(ビル名等)があるときは ( ) 書きで当該名称を併記します。	
6「契約期間」	契約書等における契約期間を記載します。なお、この契約が 更新されている場合は、更新した期間も含めて記載します。	
7 「期中の支払賃借料」	法第72条の17第1項に規定する支払賃借料(当該事業年度に おいて土地又は家屋の賃借権、地上権、永小作権等の権利でそ の存続期間が1月以上であるものの対価として支払うもので、 法人税の所得又は連結所得の計算上損金の額に算入される金額 (棚卸資産等に係るものについては、当該事業年度において支 出される金額で、当該事業年度以後の事業年度の法人税の所得 又は連結所得の計算上損金の額に算入されるべきもの))を記載 します。	る期中の支払賃借料が10 0万円未満のものについ ては、一括記載して差し 支えありません。
8「期中の受取賃借料」	法第72条の17第1項に規定する受取賃借料(当該事業年度に おいて土地又は家屋の賃借権、地上権、永小作権等の権利でそ の存続期間が1月以上であるものの対価として支払を受けるも ので、法人税の所得又は連結所得の計算上益金の額に算入され る金額)を記載します。	
9「純支払賃借料の計算③」	①の欄の金額から②の欄の金額を控除した金額(当該金額が零を下回る場合には、法72条の19の規定の適用を受ける法人(特定内国法人)又は事業税を課されない事業とその他の事業とを	

	併せて行う法人にあっては負数、その他の法人にあっては零)
	を記載します。
10「備考」	(1) 「土地の用途又は家屋の用途若しくは名称」において記載
	した土地又は家屋の一部を貸借している場合には、その部分
	(例えば、「ビルの1~3階部分」など)が分かるように記
	載します。
	(2) 契約ごとに記載したもの又は一括記載したものがある場合
	には、当該内容又は代表的な用途及び箇所(例えば、「業務
	用駐車場10ヶ所」など)を記載します。
	(3) 期中の支払賃借料又は受取賃借料に含まれない次に掲げる
	ようなものがあり、補足説明が必要な場合には、その内容及
	び金額を記載します。
	(イ) 土地又は家屋に係る権利金その他の一時金
	(1) 土地又は家屋の賃借権等に係る役務の提供の対価とし
	て明確かつ合理的に区分されているもの

# 第6号様式別表5の6記載の手引

## 1 この明細書の用途等

- (1) この明細書は、法第72条の2第1項第1号イに掲げる法人(外形対象法人)が、地方税法等の一部を改正する法律(平成30年法律第3号)第1条の規定による改正前の法(以下「平成30年旧法」といいます。)附則第9条第13項から第18項までの規定による控除を受ける場合に記載し、事務所又は事業所(以下「事務所等」といいます。)所在地の都道府県知事に、第6号様式別表5の2に併せて提出してください。
- (2) この明細書の⑩から㉕の各欄については、おおむね法人税の明細書 (別表 6 (23)付表一) に記載した1から14までの各欄 (連結法人にあっては法人税の明細書 (別表 6 の 2 (20)付表一) に記載した1から14までの各欄) に記載したところに準じて記載します。

2 各欄の記載のしかた		
欄 等	記 載 の し か た	留 意 事 項
1 「基準雇用者給与等支給額②」	租税特別措置法施行令等の一部を改正する政令(平成30年政	
	令第145号) 第1条の規定による改正前の租税特別措置法施行令	
	(以下「平成30年旧措置法施行令」といいます。)第27条の12の	
	   5 第11項第1号に掲げる場合(同項第4号に掲げる場合は除き	
	ます。) 又は平成30年旧措置法施行令第39条の47第11項第1号に	
	掲げる場合(同項第4号に掲げる場合は除きます。)に該当する	
	場合には、「1」と記載します。	
	なお、この場合には「基準雇用者給与等支給額の計算   の各	
	— · · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	
	欄(⑩から⑬の欄)は記載する必要はありません。	亚子00左归注型四族0.2
2「雇用者給与等支給増加割合	③の欄の金額を、②の欄の金額で除して計算した数値を記載	1 // 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1
4)	します。	第13項から第18項までの規
		定による控除は、④の欄の
		数値が次に掲げる増加促進
		割合以上であることが必要
		です。
		(1) 平成27年4月1日から
		平成28年3月31日までの
		間に開始する適用年度
		100分の 3
		(2) 平成28年4月1日から
		平成29年3月31日までの
		間に開始する適用年度
		100分の 4
		(3) 平成29年4月1日から
		平成30年3月31日までの
		間に開始する適用年度
		100分の5
3 「比較雇用者給与等支給額⑤」	・	平成30年旧法附則第9条
3 比较准用有相子寻文相识创。	世の河南の立城で山東しより。	第13項から第18項までの規
		定による控除は、①の欄の
		金額が⑤の欄の金額以上で
		あることが必要です。
	(1) ⑥の欄は、当該連結申告法人の額又は連結親法人及びその	
平均給与等支給額⑦」、「平均給	各連結子法人の継続雇用者給与等支給額の合計額及び継続雇	71.71
与等支給増加額⑧」及び「平均	用者の数を合計した数により計算した額を記載します。	の規定による控除は、次
給与等支給増加割合⑨」	(2) ⑦の欄は、当該連結申告法人の額又は連結親法人及びその	
	各連結子法人の継続雇用者比較給与等支給額の合計額及び継	に応じそれぞれ次に定め
	続雇用者の数を合計した数により計算した額を記載します。	る要件を満たしているこ
	(3) ⑨の欄は、⑧の欄の金額を⑦の欄の金額で除して計算した	とが必要です。なお、連
	数値を記載します。	結申告法人にあっては、
		当該連結申告法人の額又
		は連結親法人及びその各
		連結子法人全体について
		計算した額のいずれかの
		場合において要件を満た
		していることが必要で
		す。
		(イ) 平成27年4月1日か

		ら平成29年3月31日 までの間に開始する 適用年度 ⑥の欄の 金額が⑦の欄の金額 を超えること (I) 平成29年4月1日か ら平成30年3月31日 までの間に開始する 適用年度 ⑨の欄の 数値が100分の2以上 であること (2) 平成27年4月1日から 平成29年3月31日までの 間に開始する適用年度に あっては、⑧の欄及び⑨ の欄は記載する必要はあ りません。
5「基準雇用者給与等支給額③」	次に掲げる場合に該当する場合は、同欄中「⑪×⑫」とあるのは「⑪×⑫×70/100」として計算した金額を記載します。 (1) 所得税法等の一部を改正する法律(平成30年法律第7号)第15条の規定による改正前の租税特別措置法第42条の12の5第2項第4号ハに掲げる場合(平成30年旧措置法施行令第27条の12の5第11項各号に掲げる場合を除きます。)又は同法第68条の15の6第2項第4号ハに掲げる場合(平成30年旧措置法施行令第39条の47第11項各号に掲げる場合を除きます。) (2) 平成30年旧措置法施行令第27条の12の5第11項第2号に掲げる場合(同項第4号に掲げる場合は除きます。)又は平成30年旧措置法施行令第27条の12の5第11項第2号に掲げる場合は除きます。)	9 & C/V <sub>0</sub>
6「雇用者給与等支給額®」の「適 用年度(イ)」	項第4号に掲げる場合は除きます。) ①の欄の金額を記載します。ただし、連結申告法人にあっては、当該連結申告法人の額又は連結親法人及びその各連結子法人の継続雇用者給与等支給額の合計額により計算した額を記載してください。	
7「雇用者給与等支給額®」の「前 事業年度又は前連結事業年度 (ロ)」	⑮の欄の金額を記載します。ただし、連結申告法人にあっては、当該連結申告法人の額又は連結親法人の額及びその各連結子法人の継続雇用者比較給与等支給額の合計額により計算した額を記載してください。	
別支給対象者の合計数②」の「適	連結申告法人が、⑱の(イ)及び⑱の(ロ)の欄に当該連結申告法人の雇用者給与等支給額を記載した場合には、平成30年旧措置法施行令第27条の12の5第14項に規定する継続雇用者給与等支給額が零である場合には、㉑の(イ)及び㉒の(イ)の各欄には「1」と記載し、同条第16項に規定する継続雇用者比較給与等支給額が零である場合には㉒の(ロ)の欄には「1」と記載します。	
9「③又は(過×75%)のうち小さ い額②」及び「控除額③」 10「①のうち所得等課税事業に係 る額②」	これらの金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額を記載します。 ①のうち平成30年旧法附則第9条第17項に規定する事業税を課されない事業又は法第72条の2第1項第2号に掲げる事業以	
11「控除額⑩」	外の事業に係る額を記載します。 (1) 次に掲げる法人の区分ごとに、それぞれ次に定める金額を記載します。 (イ) 平成30年旧法附則第9条第17項に規定する事業税を課されない事業又は法第72条の2第1項第2号に掲げる事業(以下「非課税事業又は収入金額課税事業」といいます。)とこれらの事業以外の事業(以下「所得等課税事業」といいます。)とを併せて行う法人で、労働者派遣等をした法人 ②の欄の金額に③の欄の金額を①の欄の金額で除して計算した割合を乗じて計算した金額を記載します。 (ID) 非課税事業又は収入金額課税事業と所得等課税事業とを併せて行う法人で、労働者派遣等をしていない法人 ③の	

12「国内における所得等課税事業 に係る期末の従業者数⑩」及び 「国内における事務所又は事業 所の期末の従業者数⑫」	欄の金額に②の欄の金額を①の欄の金額で除して計算した割合を乗じて計算した金額を記載します。 (2) ②の欄の金額の計算が困難であるときは、次に掲げる法人の区分ごとに、それぞれ次に定める金額を記載します。 (4) 非課税事業又は収入金額課税事業と所得等課税事業とを併せて行う法人で、労働者派遣等をした法人 ③の欄の金額を②の欄の従業者数で除して計算した金額を記載します。 (1) 非課税事業又は収入金額課税事業と所得等課税事業とを併せて行う法人で、労働者派遣等をしていない法人 ③の欄の金額を②の欄の従業者数で除して計算した金額を記載します。 (3) この金額に①の欄の金額を②の欄の従業者数で除して計算した金額を記載します。 (3) この金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額を記載します。 (3) この金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額を記載します。 次に掲げる場合に該当する場合には、⑤の欄には、当該事業年度に属する各月の末日現在における法の施行地内に有する事務所等の従業者のうち所得等課税事業に係る者の数を合計した数を当該事業年度の月数で除して得た数と当該事業年度に属する各月の末日現在における法の施行地内に有する事務所等の従業者のうち所得等課税事業に係る者の数を合計した数を当該事業年度の月数で除して得た数とを合計した数を当該事業年度の月数で除して得た数とを合計した数を計した場合。 (3) 所得等課税事業を開始した場合 (3) 所得等課税事業と非課税事業等とを併せて行う法人が事業	を当該事業年度の月数で除 した数に1人に満たない端 数を生じたときは、これを
13「控除額⑮」	年度の中途において所得等課税事業又は非課税事業等を廃止した場合 次に掲げる法人の区分ごとに、それぞれ次に定める金額を記載します。 (1) 非課税事業又は収入金額課税事業を併せて行う法人 ⑩の欄の金額に、⑬の欄の金額から匈の欄の金額を控除した額を⑬の欄の金額で除して計算した割合を乗じて計算した金額を記	
	載します。 (2) (1)に掲げる法人以外の法人で、労働者派遣等を行う法人 ③ の欄の金額に、③の欄の金額から⑭の欄の金額を控除した額を③の欄の金額で除して計算した割合を乗じて計算した金額を記載します。 (3) その他の法人 ③の欄の金額に、⑤の欄の金額から匈の欄の金額を控除した額を⑤の欄の金額で除して計算した割合を乗じて計算した金額を記載します。 (4) この金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を	
14「控除額؈」	切り捨てた金額を記載します。 次に掲げる法人の区分ごとに、それぞれ次に定める金額を記載します。 (1) 法第72条の20第2項に規定する雇用安定控除額がある法人 ③の欄の金額を記載します。 (2) (1)に掲げる法人以外の法人で、非課税事業又は収入金額課税事業を併せて行う法人 ③の欄の金額を記載します。 (3) (1)及び(2)に掲げる法人以外の法人で、労働者派遣をした法人 ③の欄の金額を記載します。 (4) その他の法人 ③の欄の金額を記載します。	

## 第6号様式別表5の6の2記載の手引

#### 1 この明細書の用途等

- (1) この明細書は、法第72条の2第1項第1号イ又は第3号イに掲げる法人が、法附則第9条第13項から第17項までの規定による控除を受ける場合に記載し、事務所又は事業所(以下「事務所等」といいます。)所在地の都道府県知事に、第6号様式別表5の2に併せて提出してください。
- (2) 法第72条の2第1項第1号に掲げる事業と同項第3号に掲げる事業とを併せて行う法人にあっては、それぞれの事業に係る付加価値額からの控除額について、計算の別を明らかにして記載し、それぞれの事業ごとに提出してください。
- (3) この明細書の④から⑭の各欄については、おおむね法人税の明細書(別表 6 (24))に記載した 4 から10まで及び25から28までの各欄(連結法人にあっては法人税の明細書(別表 6 の 2 (21))に記載した 4 から10まで及び25から28までの各欄)に記載した 2 ところに準じて記載します。

地数	割 掛 の ト ふ た	切 辛 声 丙
欄等	記載のしかた	留意事項
第1号	事業の区分に応じて「第1号」と「第3号」のいずれかを○	
法第72条の2第1項 ・ に	印で囲んでください。	
第3号		
掲げる事業		
2 「比較雇用者給与等支給額②」	⑦の欄の金額を記載します。	法附則第9条第13項から
		第17項までの規定による控
		除は、①の欄の金額が②の
		欄の金額を超えることが必
		要です。
3「前事業年度又は前連結事業年	前事業年度又は前連結事業年度の月数が6月に満たない場合	
度④」	であって、当該月数が租税特別措置法第42条の12の5第3項第	
	4号又は第68条の15の6第3項第3号に規定する適用年度の月	
	数に満たないときは、次に掲げる各欄に当たっては、それぞれ	
	次に定めるところによります。	
	(1) 「国内雇用者に対する給与等の支給額⑤」の欄 連結申告	
	法人(法人税法第2条第16号に規定する連結申告法人をい	
	います。以下この記載の手引において同じです。)以外の法	
	人にあっては租税特別措置法施行令第27条の12の5第6項	
	第2号イに規定する前一年事業年度等(同号イの前事業年	
	度を除きます。) に係る同号イに規定する給与等支給額又は	
	同条第5項第2号イに規定する連結事業年度等(同号イの	
	連結事業年度を除きます。)に係る同号イに規定する給与等	
	支給額を、連結申告法人にあっては租税特別措置法施行令	
	第39条の47第6項第2号イに規定する前一年連結事業年度	
	等(同号イの前連結事業年度を除きます。)に係る同号イに	
	規定する給与等支給額又は同条第5項第2号イに規定する	
	事業年度等(同号イの事業年度を除きます。)に係る同号イ	
	に規定する給与等支給額を、同欄の上段に外書として記載	
	します。	
	(2) 「 適用年度の月数 j	
	④の前事業年度又は前連結事業年度の月数 ⑥ の欄	
	欄中「④の前事業年度又は前連結事業年度の月数」とある	
	のは、連結申告法人以外の法人にあっては「前一年事業年	
	度等の月数の合計数又は連結事業年度等の月数の合計数」	
	と、連結申告法人にあっては「前一年連結事業年度等の月	
	数の合計数又は事業年度等の月数の合計数」として計算し	
	数の日前数人は事業中及事の方数の日前数」として前昇します。	
	5 % column	
	は「(⑤+⑤の外書)」として計算します。	
	14   (回   回ツクト育/] こして司界しまり。	
	   '(注) 特定高度情報通信技術活用システムの開発供給及	
	び導入の促進に関する法律(令和2年法律第37号)の	
	施行の日以後に変更	
	(1) 「国内雇用者に対する給与等の支給額⑤」の欄	
	連結申告法人(法人税法第2条第16号に規定する連	
	結申告法人をいいます。以下この記載の手引において	
	同じです。)以外の法人にあっては租税特別措置法施	

	行令第27条の12の4の2第6項第2号イに規定する前 一年事業年度等(同号イの前事業年度を除きます。) に係る同号イに規定する給与等支給額又は同条第5項 第2号イに規定する連結事業年度等(同号イの連結事 業年度を除きます。)に係る同号イに規定する給与等 支給額を、連結申告法人にあっては租税特別措置法施 行令第39条の46の2第6項第2号イに規定する前一年 連結事業年度等(同号イの前連結事業年度を除きま す。)に係る同号イに規定する給与等支給額又は同条 第5項第2号イに規定する輪与等支給額又は同条 第5項第2号イに規定する事業年度等(同号イの事業 年度を除きます。)に係る同号イに規定する給与等支 給額を、同欄の上段に外書として記載します。	
4 「継続雇用者給与等支給増加割 合の計算」及び「国内設備投資 に係る計算」	それぞれの計算において用いる額に応じ、「計算対象額の別」 の欄のいずれかに○印を付します。	
5 「⑯又は(⑰×75%)のうち小さ い額⑱」及び「控除対象額⑲」	これらの金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額 を切り捨てた金額を記載します。	
	(1) ①のうち法第72条の2第1項第1号に掲げる事業(事業税を課されない事業を除きます。以下「所得等課税事業」といいます。) に係る額を記載します。	,
	(2) (1)の計算が困難であるときは、①の欄の金額に②の欄の従業者数を②の従業者数で除して計算した割合を乗じて計算した金額を記載します。	金額を記載します。
7「①のうち収入金額等課税事業 に係る額又は①×②/⑤ ②」	(1) ①のうち法第72条の2第1項第3号に掲げる事業(以下「収入金額等課税事業」といいます。)に係る額を記載します。 (2) (1)の計算が困難であるときは、①の欄の金額に❷の欄の従業者数を図の従業者数で除して計算した割合を乗じて計算した金額を記載します。	未満の端数があるときは、 その端数金額を切り捨てた
8「控除対象額②」	(1) 事業税を課されない事業若しくは法第72条の2第2項に掲げる事業(以下「非課税事業等」といいます。)、所得等課税事業又は収入金額等課税事業のうち、複数の事業を併せて行う法人が、次に掲げる法人の区分ごとに、それぞれ次に定める金額を記載します。 (イ) 所得等課税事業を行う法人で、労働者派遣等をした法人 ⑬の欄の金額に⑩の欄の金額を記載します。 (ロ) 所得等課税事業を行う法人で、労働者派遣等をしていない法人 ③の欄の金額に⑩の欄の金額を①の欄の金額で除して計算した割合を乗じて計算した金額を記載します。 (ハ) 収入金額等課税事業を行う法人で、労働者派遣等をした法人 ⑬の欄の金額に⑪の欄の金額を①の欄の金額で除して計算した割合を乗じて計算した金額を記載します。 (ニ) 収入金額等課税事業を行う法人で、労働者派遣等をしていない法人 ③の欄の金額に⑪の欄の金額を配動します。 (こ) 収入金額等課税事業を行う法人で、労働者派遣等をしていない法人 ③の欄の金額に⑪の欄の金額を配動します。 (こ) 収入金額等課税事業を行う法人で、労働者派遣等をしている額を記載します。	
9「国内における所得等課税事業 に係る期末の従業者数②」、「国 内における収入金額等課税事業 に係る期末の従業者数②」及び 「国内における事務所又は事業 所の期末の従業者数③」	次に掲げる場合に該当する場合には、②の欄には、当該事業年度に属する各月の末日現在における法の施行地内に有する事務所等の従業者のうち所得等課税事業に係る者の数を合計した数を当該事業年度の月数で除して得た数を記載し、②の欄には、当該事業年度に属する各月の末日現在における法の施行地内に有する事務所又は事業所の従業者のうち収入金額等課税事業に係る者の数を合計した数を当該事業年度の月数で除して得た数を記載し、③の欄には、当該事業年度に属する各月の末日現在における法の施行地内に有する事務所等の従業者のうち所得等課税事業に係る者の数を合計した数を当該事業年度の月数で除	を当該事業年度の月数で除 した数に1人に満たない端 数を生じたときは、これを 1人とします。

	して得た数、当該事業年度に属する各月の末日現在における法の施行地内に有する事務所等の従業者のうち収入金額等課税事業に係る者の数を合計した数を当該事業年度の月数で除して得た数及び当該事業年度に属する各月の末日現在における法の施行地内に有する事務所等の従業者のうち非課税事業又は収入金額課税事業に係る者の数を合計した数を当該事業年度の月数で除して得た数とを合計した数を記載します。 (1) 所得等課税事業又は収入金額等課税事業(以下「所得等課税事業等」といいます。)を行う法人が事業年度の中途において非課税事業等を開始した場合 (2) 非課税事業等を開始した場合 (3) 所得等課税事業等と非課税事業等とを併せて行う法人が事業年度の中途において所得等課税事業等を付きまた。
10「付加価値額からの控除額❷」	廃止した場合 次に掲げる法人の区分ごとに、それぞれ次に定める金額を記載します。 (1) 非課税事業等、所得等課税事業又は収入金額等課税事業のうち複数の事業を併せて行う法人 ②の欄の金額に、③を乗じて計算した金額を記載します。 (2) (1)に掲げる法人以外の法人で、労働者派遣等を行う法人 ③の欄の金額に、③を乗じて計算した金額を記載します。 (3) その他の法人 ③の欄の金額に、②を乗じて計算した金額を記載します。 (4) この金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額を記載します。

# 第6号様式別表5の7記載の手引

## 1 この計算書の用途等

この計算書は、法第72条の2第1項第1号イに掲げる法人(外形対象法人)が、地方税法等の一部を改正する等の法律(平成28年法律第13号)附則第5条第2項から第7項までの規定による控除を受ける場合に記載し、第6号様式の申告書に添付してください。

欄等	記 載 の し か た	留	意 事	項
1 「当該事業年度の月数②」	この月数は、暦に従って計算し、1月に満たない端数を生じ			
	たときは、これを1月とします。			
2「調整後付加価値額③」	この金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切			
	り捨てた金額を記載します。			
3「課税標準」、「新税率」及び「税	④から⑬までの各欄には、第6号様式の⑰から⑯までの各欄			
額(イ)」	の「課税標準」、「税率」及び「税額」をそれぞれの欄に記載し			
	ます。			
4 「旧税率」	平成28年3月31日現在における所得割、付加価値割及び資本			
	割の税率を記載します。			
	また、標準税率以外の税率が適用される法人については、各			
	都道府県ごとに定められた税率を用います。			
5 「税額(口)」	「旧税率」により計算した金額については、この金額に100			
	円未満の端数があるとき、又はその全額が100円未満であるとき			
	は、その端数金額又はその全額を切り捨てた金額を記載します。			
6「控除額」(⑯から釦までの欄)	これらの金額に100円未満の端数があるとき、又はその全額			
	が100円未満であるときは、その端数金額又はその全額を切り上			
	げた金額を記載します。			